

## 真菌培養加算に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
このたび令和8年度診療報酬改定におきまして、真菌培養加算122点が新設となります。  
これに伴い、一般培養同定（簡易培養を含む）と真菌培養を併せて実施した場合に加算  
点の算定が可能となりますので、ご案内させていただきます。  
今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

### 記

● 適用日 2026年6月1日（月）受付分より

● 改正後の対応

下記のご依頼をいただいた場合につきまして、真菌培養加算122点を従来の点数に加算して  
検査報告書に記載いたします。

- ・一般培養同定と対象目的菌のいずれかを併せてご依頼の場合
- ・シードスワブ以外の皮膚・爪検体で一般培養同定をご依頼の場合
- ・簡易培養と0686：真菌を併せてご依頼の場合

項目 コード	対象目的菌
0686	真菌
0762	白癬菌
0769	糸状菌
0770	カンジダ
3550	癬風菌（マラセチア）
3606	アスペルギルス
3634	クリプトコッカス

<備考>

真菌培養に係る費用につきましては別途ご請求させていただきます。